

第 5 2 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 8 年 6 月 2 2 日（月）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 8 年 6 月 2 2 日、第 5 2 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 査 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	千 家 利 久	町参事兼総務課長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
町参事兼地域振興課長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
町参事兼福祉課長	小 幡 伸 一	ほけん年金課長	西 村 由 紀子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	まちづくり課長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	石 川 博 憲
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	森 公 宏

○議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。

2 番 1つ、私から議案第53号、福崎町カスタマーハラスメント防止条例について、
1点お伺いします。
改正労働施策総合推進法や法に基づく指針が事業主に義務づけている雇用管理
上必要な措置を10月1日までに定めることとなっていますので、全国の市町村
でも条例ならこの6月議会か9月議会で、要綱の制定なら8月に予定されている
総務省通知などに定められると思います。
福崎町でも今回上程された条例がこの後採決されますが、可決されましたら令
和8年10月1日から施行されることとなっています。条例に基づくマニュアル
も10月1日に向けて制定されると聞いています。条例が施行された後のことにな
りますが、1年後にでも職員にアンケートを取った上で、この条例が機能して
いるのか、機能していないのなら何が原因か、何が足りないのか、全国の条例も
参考にして何を追加、何を修正すべきかなどの検証、検討を行うべきだと思います。
そしてもし改正が必要なら改正すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

総務課 長 質問議員の言われますとおり、職員アンケートは今後必要と考えております。
条例は議会の議決をいただきまして制定する自治立法となり、重要なものと考え
ますので、私どもとしましては、現時点で改正を念頭に置いているものではござ
いしません。その上で、条例からマニュアルまで一連のものとして運用してまい
る中で、状況の変化や見えてくることが出てきますので、必要が生じれば改正する
ことも含め考えてまいります。

2 番 条例は簡単に改正できない、またすべきでないことは理解していますが、今後
検証は必要と思います。そして必要ならちゅうちょなく条例を改正していただ
きたいと思います。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

6月9日の本会議2日目において、議案8件が委員会に付託され、慎重審査がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告いたします。

委員会を6月10日に開催し、付託されました議案3件について、慎重審査を行い、審査の結果につきましては、配付の資料のとおり、3議案とも原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明いたします。

まず議案第53号、福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定について。

委員から次の11件の質疑、内容確認がありました。

1、町職員へのカスタマーハラスメントを防止することに特化した条例であること。2、町の業務に従事する全ての者の定義の確認の上で、現段階では議員は対象外であること。3、町職員の就業環境が害される範囲でのあらゆる場で適用すること。4、罰則については、改正法の中で示されていないと現段階では独自条例の中で示すことはかなり難しい面があること。5、カスタマーハラスメントの防止に関する施策は、具体的にはマニュアルの内容になり、初期対応、カスハラ判断、退去要求など、マニュアルで決めていくという考え方であること。6、正当な申出等でない限り、町職員のカスタマーハラスメントについては毅然と対応するということ。7、初期段階、初期対応から発生後の対応までいずれの段階においてもカスハラは組織で対応していくということ。8、職員が行う防止に資する行動とは、行政サービス、利用者等への適正な行政サービスの提供、応対、接遇技術の向上、業務知識の向上、それらの研さんを積み重ね、また別途研修による資質向上などによって育むこと。9、カスハラが疑われる行為を受けた職員は速やかに所属長へ相談、報告し、所属長はその報告を踏まえて組織対応に移行し、カスハラに該当するかの判断を行う。町としての通知、また警察への相談対応協議、弁護士への相談対応協議、また弁護士への対応窓口の移管など、対応方針の審議を行うこと。10、行政サービス利用者等の皆様に対して、何々をしてはならないといった義務を課す規定とか権利を制限するような内容は定めることはできないと考えていて、マニュアルで何を定めるかは総務省の通知を待たざるを得ないこと。11、改正法の範疇で、事業主に義務化されている内容については、福崎町としては条例は基本となる部分を定めて、規則やマニュアル、それらの一連のものとして駆使して対応していくということなどについての内容確認がありました。

次に、委員から「庁舎内に来られて1時間も2時間も拘束されている職員を見かけるが、これへの対応。また、警察への通報、威力業務妨害とか脅迫とか名誉毀損とかその辺りも含めて警察への通報というところまでマニュアルで明記するのか」との質疑があり、副町長の答弁は「時間については載せたいと思っています。また、カスハラの中でも不当要求行為は明確に警察もすぐ言ってくださいという内容になるので、カスハラ全部ではないがその部分については警察に言うことは明記できる」との答弁がありました。

次、議案第57号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

委員から、第2体育館が使用中止決定の後、解体までの管理方法、解体費用等

につき、質疑がありました。社会教育課長から「テント、机等を保管する場所も必要になるため、しばらくは今の状態で倉庫として使っていきたい。一方、施設の解体に有利な補助金メニューを探しながら、解体についても検討していきたい」とのことでした。企画財政課長から「現在は体育施設なので行政財産ですが、普通財産に移管して、その後、企画財政課で管理します。現在はセコムとの契約で、もし体育館を開けると警備員がすぐに来ることになっているので、今後もセコムは継続したい」とのことでした。

次、議案第59号、令和8年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について。委員からコミュニティ助成金の募集や採択についての質疑があり、企画財政課長の答弁は「9月の区長会総会で補助金メニューについて説明します。そして複数の自治体が応募されたら、くじ引きをして1団体に決める」とのことでした。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長 総務文教常任委員長からの報告が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から審査報告をさせていただきます。

常任委員長 民生まちづくり常任委員会は6月11日に開催し、付託されました5つの議案について、審議いたしました。

審査報告書は配付しておりますとおりでありますが、要旨を紹介させていただき、報告とさせていただきます。

まず、議案第54号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正等に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正を行うものです。公布の日から施行し、令和8年4月1日から遡及適用するものです。

本議案に係る質疑はございませんでした。

次、議案第55号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてです。

内容は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の交付申請を行えるようにするもので、公布の日から施行します。

委員から「本議案の実施に伴う本町への事務負担、及び財政的負担増はあるのか」との問いがあり、「共にありません」とする趣旨の答弁がありました。

ほかには「本町に在住している多数の外国人について、本制度による移行を見込んでいるのか」とする趣旨の問いがあり、「法改正となる6月14日以降は、多数の申請があると見込んでいる」との答弁がございました。

次、議案第56号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてです。

内容は、県の福祉医療費助成事業の実施要綱改正に基づく改正であって、低所得判定基準を引き上げるとともに、福祉医療制度と、国公費負担医療制度の併用を開始することで、住民負担等が軽減されるもので、令和8年7月1日から

施行するものです。

委員から「低所得の基準の変化により、対象人数に影響はあるのか」とする趣旨の問いがあり、「このたびの改正は、年金金額の上昇により、福祉医療の所得区分を変化させないことが目的であることから、年金金額の上昇による影響を受ける人はない」とする趣旨の答弁がございました。

次、議案第58号、福崎町都市計画マスタープランの策定についてです。

本議案は、都市計画法の規定に基づき、適正な制限の下に土地利用を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、本プランを策定しようとするものです。

委員から大きくは次の6点の問いがございました。

まず1つ目ですが、「本町の区域区分に係る具体的な方向性はどうか」の問いには、「他自治体における区域区分の廃止・廃止後の再設定をはじめとした各自治体の状況を精査することなどの情報収集に努めたい」とする趣旨の答弁がございました。

次、「都市づくりは、町民や自治会、地域のボランティア団体、NPOなどの主体と、行政が自らの役割と責任を自覚した上で、連携、協働とあるが、自治会、地域のボランティア団体、NPOの「具体的な責任」とは何か」との問いがあり、「自治体の活動には限りがあることから、連携してよりよいまちづくりを進めるとする趣旨としています」との答弁がありました。

次です。「コミュニティバスの増便は可能なのか」とする趣旨の問いには「車両数の増加に伴い財政負担が増加することから難しい」とする答弁がありました。

次、「人口減少が大きい自治会に対する活性化政策は」との問いには「誰でも居住可能な新規居住者区域の拡大と、誰でも居住可能となった空き家の活用を図ることの周知を図り一助としたい」とする旨の答弁がありました。

次に「民間活力を待つのではなく、福崎町が主導して、現制度以上に政策的に家を建てやすくする取組が急務である」との意見のほか、「今後も、特別指定区域にも増加している太陽光発電に対して、何らかの対応が必要ではないのか」とする趣旨の両意見については、「これらの対応を考えていきたい」とする趣旨の答弁がございました。

次、議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定についてです。

内容は、3級町道430号線を廃止し、新たに2級町道2372号線、及び3級町道430号線を新たに認定するものです。

本議案に係る質疑はございませんでした。

審査の結果、以上5つの議案について、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 民生まちづくり常任委員長からの報告が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 6月10日の議会開催中の総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。
常任委員長 委員会配付資料にございますとおりですが、補足をいたします。

調査報告は1件で、学校教育課から職員の懲戒処分について報告がありました。

令和8年5月12日、令和7年度に町内幼稚園の園長であった2名の懲戒処分がありました。処分については、総務課が事務局となるハラスメントの問題に対する苦情処理委員会において、ハラスメントの認定を行い、その結果に基づき、懲罰審査委員会を開催し、任命権者の教育長が決定を下されたとのことです。1人はパワーハラスメント、1人はマタニティーハラスメントに該当すると認定して、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、懲戒処分となっています。また、学校教育課長を指導上の措置として厳重注意としたとのことです。

委員から被害に遭われた方の現状や今後の展望、再発防止策等について質疑がありました。

以上で、議会開催中の総務文教常任委員会での調査報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から議会開会中の所管事務調査について報告いたします。

常任委員長 ます。

審査報告書は配付しておりますとおりですが、特筆すべき部分を述べさせていただきます、委員会報告とさせていただきます。

6月度の委員会は6月11日に開催しました。

住民生活課からの公害防止協定に基づく協議は3件で、委員会ではそれぞれ了承することといたしました。

1件目は、福伸電機株式会社福崎工場のアクティブフィルター組立ライン導入工事他です。

2件目は、大伸化学（株）のテント倉庫新築工事です。

3件目は、大地化成（株）、フロー合成後工程機器設置工事です。

次に、住民生活課から、ごみ袋の価格改定について、報告がございました。

福崎町商工会から、令和8年7月1日付で、ごみ袋の値上げを行うとする通知があったとの報告です。

大きいサイズのごみ袋30枚入り、可燃、不燃とも税別の現行500円を改定後は600円に。また、小さいサイズのごみ袋30枚入り、可燃、不燃とも税別の現行360円を改定後は410円に、それぞれ改定しようとするものです。

以上で、議会開会中の所管事務調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会運営 議会開会中の議会運営委員会の所管事務調査報告を行います。

委員長 委員会は6月19日金曜日に開催いたしました。

協議につきましては、第525回6月定例会の追加議案について協議し、追加議案については6月22日月曜日の本会議第5日目にて上程し、議案第63号については委員会付託を省略して本会議で即決することを確認いたしました。

以上、開会中の所管事務調査報告といたします。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

- 議 長 日程第４は討論・採決であります。
それでは、議案第５３号、福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５３号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第５３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５４号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５４号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第５４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５５号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５５号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第５５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５６号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第５６号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第５６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第５７号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５７号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、第５７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第５８号、福崎町都市計画マスタープランの策定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５８号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第５８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第５９号、令和８年度福崎町一般会計補正予算（第１号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５９号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第５９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第６０号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第60号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

- 議長 起立全員であります。
よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程 追加議案の上程、討論・採決

- 議長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
6月19日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願い
し、了承を得たところですが、議案第63号、令和8年度福崎町一般会計補正予
算(第2号)についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異
議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第63号、令和8年度福崎町一般会計補正予算(第2号)につい
てを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
議案第63号について、町長に提案内容の説明を求めます。
町議長 先ほどは当初に提案いたしました議案について全て可決していただきましてあ
りがとうございました。
さて、今回追加で提案させていただきますのは、議案1件でございます。

- 議長 議案第63号、令和8年度福崎町一般会計補正予算(第2号)は、観光庁の観
光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業に申請していた町事
業について、5月28日に採択を受けたため、歳入歳出それぞれ700万円を
追加することについて、議会の議決を求めるものです。
詳細説明は担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますよう、よ
ろしくお願い申し上げます。

- 議長 ただいま町長から追加議案に対する概要の説明が終わりました。
これから詳細なる説明を求めてまいります。
議案第63号、令和8年度福崎町一般会計補正予算(第2号)についてを議題
といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

- 企画財政課長 失礼いたします。議案第63号について、ご説明申し上げます。
令和8年度福崎町一般会計補正予算(第2号)は、既定の歳入歳出予算の総額
に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、補正後の予算総額を117億1,
600万円とするものであります。
議案の1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、
事項別明細書に沿って説明させていただきます。
事項別明細書の5ページ、6ページをご覧ください。
6款、商工費の2目、商工業振興費の12節、委託料700万円の増額につき

ましては、議案第63号資料をご覧ください。

これは国庫補助事業が5月28日に採択されたため予算化するもので、資料の左側になりますが、事業名は、観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業で、この事業は、観光消費を拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、需要分散に資する観光コンテンツの供給に向けた取組を支援するものであります。主な事業は、資料左下になりますが、多言語音声ガイドコンテンツ制作、観光モニターイベントの開催、都市部でのイベント開催・プロモーション活動の実施、国内外への情報発信をそれぞれ実施いたします。資料右側には事業の具体的な内容を記載しております。

補正予算額につきましては事項別明細書の5ページ、6ページに戻っていただきまして、観光イベント等企画・開催業務委託料242万円は、観光周遊ツアーの実施、都市部での観光プロモーションイベント開催などに係る委託料となっております。観光コンテンツ開発等委託料242万円は、町内周遊用多言語音声ガイドの製作等の委託料となっております。観光情報等発信業務委託料216万円は、海外への観光情報発信や英語パンフレットの制作、英語版PR動画の作成などに係る委託料となっております。

財源につきましては国庫補助金の地域観光資源コンテンツ化促進事業補助金を550万円、ふるさと応援基金繰入金を150万円それぞれ充当しております。

歳入につきましては歳出の財源のところで説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第63号、令和8年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第63号、令和8年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

7 番 この事項別明細書にあります委託料3つに説明されておりますが、この委託先等はどのように、具体的にどこに委託をされるのか、あるいは契約方法等についてお聞かせください。

地域振興課長 この事業は観光庁の補助金をもらってするコンテンツ事業でして、観光庁に近い団体、DMOとかとタッグを組んで申請したものでございまして、そこにそのまま委託しようとしておるところです。

7 番 観光庁に近いというのはどういう意味なのかよく分かりませんが、具体的な事業体の名前とかですね、そういうふうな形では言えないのでしょうか。

地域振興課長 主にですが、一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズムというところが主なこのコンテンツを手掛けた事業体になってます。そこと委託しようとしております。

7 番 ということはもう随意契約で委託をしようという。この3つの項目が書いてありますけれど、3つの事業をそれぞれどっか違う事業体じゃなしに、もう1箇所にとまとめて随契で委託をしようという、そういう方針ですか。

地域振興課長 全部ではないんですけど、このうち大きく資料に4つの大きな事業があるんですけど、そのほばを今、申し上げた事業所さんとやらせてもらおうかなと思っておるところです。

議長 ほかに質疑はありませんか。

8 番 すみません。この内容ですね、コンテンツを開発すれば終わりの事業なのか、それとも開発した後ですね、どんなふうに継続していくんか、経常的な経費のかかり方とか、どのような考え方なのか教えてください。

地域振興課長 この事業については、コンテンツをつくるところが、今年度の町の事業になります。今後につきましては、例えばこういうプログラムできました、その運営については観光協会という形の中で動いていこうかと思ってまして、単年度で終わる事業じゃなくて、福崎町の見どころとか体験とかを今後もインバウンドを含めた方々に来ていただいて、体験するプログラムをつくっていくという形の中で継続的に、今後の主体は観光協会にそのプログラムを引き受けてもらおうかなと考えています。

8 番 分かりました。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

議案第63号、令和8年度福崎町一般会計補正予算(第2号)については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第63号、令和8年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の継続調査申出

議長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。

各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第525回福崎町議会定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、第525回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、6月5日に招集され、本日までの18日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会にあたりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第525回福崎町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会では3件の報告と追加議案を含めて28件の議案を提案させていただきました。いずれも慎重に審議をしていただき、全員賛成で可決していただきましたこと、お礼を申し上げます。審議の中でいただきましたご意見は、執行にあたって参考とさせていただきます。また、一般質問におきましては、9名の方から様々な角度からご質問をいただきました。これらのご意見、提言につきましては、しっかりと受け止めて、行政運営にあたってまいります。

さて、議会の開会中においても、町内外で様々な事業が展開されました。6月11日を日本記念日協会から福崎もちむぎの日として認定していただきました。今後は6月11日をもち麦の収穫に感謝し、健康長寿への願いを込めた日として全国に発信していきたいと思っています。

6月12日から14日までの3日間、福崎町美術展がエルデホールで開催されました。5部門に169点の応募があり、最終日の14日には入賞者の表彰をさせていただきました。

6月21日には、中播磨地区消防操法大会が三木市で開催され、福崎町からは小型動力ポンプの部に福田分団が出場し、見事に優勝、来る7月12日開催の兵庫県大会へ駒を進めます。今年は県大会までの年ではありますが、2年後の全国大会を見据え、今年も優秀な成績を収めていただきたいと期待をいたしております。

梅雨に入り、健康の維持が難しい季節を迎えています。議員各位におかれましては、お体には十分気をつけていただき、ご活躍されますことを心から祈念をいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時19分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 8 月

福崎町議会議長 竹 本 繁 夫

福崎町議会議員 中 田 貴 子

福崎町議会議員 小 林 博